

広島市長 松 井 一 實 様

2022 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2021 年 10 月 1 日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中原 ひろみ
幹 事 長	中森 辰一
副幹事長	近 松 里 子
	藤井 敏子
	吉瀬 康平

目 次

総務関係	P 3
消防上下水道関係	P 5
文教関係	P 6
経済環境関係	P 9
厚生関係	P 10
建設関係	P 13
防災関係	P 15
コロナ対策	P 16

はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大は、未だ収束が見通せず、累積の感染者数はおよそ170万人に及び、死亡者数は1万7,514人（9月27日発表）にも上り、なお増え続けています。10年前の東日本大震災に比肩する重大な被害となっていますが、これは感染症拡大が明らかになった当初の初動やその後の様々な「対策」が科学的根拠による防疫の立場からのものでなく、その場しのぎと感染対策と矛盾したメッセージ繰り返した政府による人災でもあると受け止めています。

それだけに、今後、一人の命も失ってはならないとの立場で、国・県・市が一体となって科学的根拠に基づく合理的な対策を遂行することが求められています。私ども日本共産党市議団としても、現場の様々な声を受け止めつつ、必要な施策を提言していきたいと考えています。

今の時期は来年度の予算策定の作業が進められているところだと思いますが、コロナ対策にかかわることを含めて、例年行っております市への予算要望書を提出いたします。私たちの願いは、何よりも命を守り人々の暮らしと地域経済を守り発展させたいということと、子育ても老後も安心のまちにしていきたいということです。

そうした立場から要望項目は105項目となっています。ぜひ前向きにご検討いただき新年度の予算に反映して下さるようお願いいたします。

《総務関係》

1. 繰り返される大規模災害や長引く感染症で職員が疲弊している。市民の安心・安全を確保するために責任をもって現場で働けるように非正規の職員でなく正規の職員を増やすこと。
2. 最低賃金ギリギリでは安心して人間らしく生活する賃金にはなり得ない。公共工事や業務委託に従事する労働者がワーキングプアにならないように、正当な賃金と権利が保障されるように公契約条例を創ること。
3. 指定管理者との委託契約額の算定は、市が積算した人件費を下回ることが無いように、積算の内訳、とりわけ人件費を明らかにすること。
4. 多重債務や市税・国保滞納など様々な問題を抱えている人に対し、弁護士だけでなく、生活保護や国民健康保険料、税金の減免担当窓口につなげるようにすること。
5. サッカースタジアム建設地の中央公園からでた旧陸軍中国軍官区輜重兵補充隊の遺構群について、スタジアム建設を急がずに、その遺構群の価値、その下の江戸時代の遺構群の価値を専門家を集めて十分に議論したうえで、その扱いとサッカースタジアムの建設について結論を出すこと。
6. 学区集会所など2階建て以上の施設に、エレベーターを整備するなど、バリアフリー化に努めること。
7. 第三次基本計画に掲げた女性の登用計画を早期に達成させること
8. 女性が管理職を目指す際の障害は長時間労働であり、長時間労働を解消するためには人員を増やす以外にはない。正規の職員を増やす計画を立てて推進すること。

9. 広島市役所では非正規職員の賃金など処遇において、ジェンダー差別が表れている。すべての非正規職員を正規職員にして賃金格差を解消し、ジェンダー差別の解消を図ること。
10. 事実婚の市職員に対する福利厚生事業を同性カップルの市職員にも同等に認めること。
11. ジェンダーの観点から、公共施設や学校の女性用トイレに返却不要の生理用品を十分な数だけ配置すること。

≪消防上下水道関係≫

1. 大雨による災害が繰り返されており、全市的に土砂災害への不安が増している。市ががけ崩れ対策や急傾斜地崩壊対策事業のペースを上げるとともに、県に対しても危険箇所は計画的に対策するよう強く働きかけること。
2. 8月の大雨により、相田1・2号砂防堰堤などは土砂でいっぱいになっています。当該、堰堤の土砂を撤去するとともに、すべての砂防堰堤を定期的に点検し、いつ大雨が降っても堰堤の能力を発揮できるような管理体制を県に要請すること。
3. 8月の大雨で土砂災害が発生した広島市西区田方3丁目、己斐上3丁目・5丁目に砂防堰堤を早急に整備するよう国・県に要請すること。
4. 安芸区船越の的場川では、毎年の豪雨で河川に土砂が堆積している。計画的な川の浚渫を進めること。また、越水の危険がある箇所は早期に対策するよう県に要請すること。
5. 安佐南区長塚と安佐北区矢口にポンプ場が増強されたが、それでも浸水被害が起こった。原因究明とともに再発防止への対策を早期に行うこと。

《文教関係》》

1. 中学2.3年生は習熟度別などの少人数指導でなくクラス編成そのものを早期に35人以下にすること。また、コロナ禍のもと、「新しい生活様式」を学校の教育環境として提供できるよう30人学級を早期に実現するよう国に求めること。
2. 少子化を理由に正規教職員を減らさないこと。少なくとも学級担任は全員正規教職員にすること。将来子どもが減少した際には、教職員を減らすのではなく、少人数学級を進めていくこと。
3. 業務量の軽減と教師の増員で、教員の多忙化と長時間勤務を解消すること。
4. 仕事を持ち帰り、家で作業している時間について調査しなければ実態がわからない。実態を把握するためにきちんと調査を行うこと。
5. 全ての教職員が子どもの権利条約を学べるよう、初任者研修を含めて研修に位置付けること。
6. ヤングケアラーの早期発見とともに、家庭への支援ができるよう教員・スクールソーシャルワーカーの増員をすること。
7. 給食費は無償にすること。
8. デリバリー給食の見直しにあたっては、民間大規模給食センターでなく、基本的に自校調理方式として早急に直営で実施すること。
9. 有機農産物の活用を推進すること。
10. 老朽化した小学校の給食調理場は、現地で建て替え、自校単独調理方式を維持すること。建て替えにあたっては、子どもと交流できる構造にすること。

11. 安心安全に調理を行うために、全ての学校の給食調理場にエアコンをするとともに調理員を増員すること。
12. 輸入小麦粉のほとんどから発がん物質であるグリホサートが検出される。基準内だから安全とは言えない。給食用のパンは国産小麦に切り替えるか米粉パンないしは米飯に変えること。
13. 子どもたちの学習環境を整えるために、大型事業を延期してでも理科室などの特別教室や、体育館にエアコンを早期に設置すること。
14. 雨漏りが起こる体育館を早期に修繕すること。
15. 学校（体育館を含む）児童館、放課後児童クラブのトイレは全て洋式にすること。また、放課後児童クラブは男女別トイレを整備すること。
16. 子どもの居場所である児童館や放課後児童クラブを公設公営で維持すること。「指定管理者制度」の導入を行わないこと。
17. 児童館や放課後児童クラブの指導員は会計年度任用職員になっても欠員が出ている状況である。原因は適切な処遇改善が行われていないこと。指導員の抜本的な処遇改善を行い、必要な指導員が確保できるようにすること。
18. 放課後児童クラブの有料化や民営化をしないこと。
19. 放課後児童クラブの保育の質を保つため、指導員の三人体制へとさらなる拡充をはかること。
20. 放課後児童クラブの利用申し込みの手続きは、各区役所の担当課が責任をもって対応すること

21. 児童館や放課後児童クラブに対し、感染防止に必要な衛生用品等（不織布マスク・消毒液・紙コップ・キッチンペーパーなど）日常で消費するものを継続して支給すること。
22. 放課後児童クラブのエアコンの電気代は市が負担すること。
23. 20以上の児童館未整備学区に短期間で整備する計画を早期に立てること。
24. 学校教育で必要なものはすべて公費で負担すること。
25. 増え続けている特別支援学校の小学部のマンモス化を解消するため、分離増設の検討を進めること。
26. 特別支援学級の学級編成基準は、1学級8人が標準とされているが、現場からは、重複障害のある異年齢の障害児を8人も指導することは、大変との声があがっている。6名以下の学級になるよう国に編成基準の見直しを求めること。
27. 各区の中学校に通級指導教室を設置すること。
28. 朝鮮学園への支援を拒否していることは、他国の民族教育を認めないことと同じであり国際平和文化都市としての姿勢が問われる。県・国に補助金を復活させるよう求めるとともに、平和都市として市独自の判断で朝鮮学校への補助金を行うこと。
29. 就学援助は適正化の名のもとに、基準額の切り下げをしないこと。基準額は生活保護世帯の1.3倍に引き上げること。
30. 汚れるなど、子どものマスクの交換が必要な時のために、感染防止の観点から大きさのあった不織布マスクを保健室等へ常備すること。
31. 子どもたちが疑問に思っている校則は見直しをすること。

《経済観光環境関係》

1. コロナの影響を受け、困っている中小事業者に対し、国や県の支援金に上乗せや対象になっていない事業者に対して独自支援をすること。
また、税や国保の減免など、他の部局と連携し総合的な支援策を講ずること。
2. 地域経済を活性化させるために、耐震対策事業や、高齢者・障がい者住宅改善とは別に、住宅リフォームを対象とする独自の補助制度を早期に制度化すること。
3. 災害の原因となる急傾斜地危険地域（レッドゾーン）への巨大風力発電の建設は認めないこと。
4. 政府も有機農業推進法を作り、拡大目標を掲げている。広島市も、環境保全型農業として有機農業の具体的推進と育成を図ること。
5. 学校給食に有機農産物の積極的利用を進め、市内の有機農業を担う農業者を増やしていくこと。
6. 平和大通りへのパーク PFI の導入はしないこと。公園は市が管理し、必要なトイレ・ベンチは市の責任で設置すること。樹木の管理は平和公園並にすること。
7. 南工場の建て替え計画は、プラスチックゴミの発生抑制やリサイクルによる資源化と焼却ゴミの減量により、処理能力を縮小するよう見直すこと。
8. 民間の産業廃棄物処分場への定期的な立ち入り検査権限の確立と、検査結果公表を義務付ける法制度を確立するよう国に求めること。
9. 改めて谷埋め盛り土開発地の緊急総点検を行うこと。必要な安全対策を講ずること。
10. 建設残土埋め立てや廃棄物処分場のための林地開発については、住民の合意抜きに許可しないよう条例等で開発を規制すること。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. 公立保育園は統廃合を行わず、子どもが減少したら、少人数保育を行うためにクラス定員を減らす配置基準を行うこと。
2. 全労働者の平均との差をなくすように保育士の給与・待遇をさらに改善するため、予算を増額すること。
3. 公立保育園の3歳児以上の子どもに完全給食を実施すること。
4. 子どもの医療費補助制度は所得制限をなくし、通院を中学校3年生まで拡充すること。
5. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を求めるような改悪をしないこと。
6. 安佐市民病院において365日の小児科夜間救急を設置すること。
7. 給食材料費を実費負担とせず、主食費も含めて広島市が負担し保育料を完全無償化にすること。
8. 幼児教育・保育の無償化によって生まれた32億円の財源は子育て支援に使うこと。また、32億円の使い道を明らかにすること。
9. 遅れている公立保育園の耐震化を早期に完成させること。
10. 一時保護委託されている子どもたちの人権が守られるように、専門化集団の体制を整えること。

●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず障がい児が保育園にいる時間は専任の保育士を配置すること。

2. 人工内耳は、現に必要としている子どもがいるときは、国が助成制度を行うことを待つことなく、直ちに市が助成を行うこと。
3. 障がい者団体の代表が地域防災計画の会議に参画し、直接、意見が述べられるようにすること。
4. 介護保険制度において、同種のサービスはあるが、同等ではない。65歳になった障がい者のサービスは原則従来通りのサービスが使えるようにすること。
5. 放課後デイサービスについて、国の通所給付決定についての留意点を書いた通知には、市町村が必要と判断した場合は、原則の日数を超えて利用できると明記されています。保護者からの申出書と相談支援専門員の利用計画への必要性の明記がされていれば、原則の日数を超える日数を支給すること。
6. 精神障がい者の入院補助制度を創ること。

●介護保険・高齢者

1. 市独自に介護職員の報酬を引き上げられるよう予算を確保すること。
2. 敬老パスなどの制度を創設すること。

●生活保護

1. 危険な暑さのなかで、エアコンは命を守るために欠かせない。全ての生活保護世帯がエアコンを利用できるように独自に制度を実施すること。夏の電気代を賄うため、夏季加算を復活すること。
2. 申請時に扶養照会を行わないこと。

●国民健康保険

1. 必要な時は一般会計からの繰り入れを行い、現状以上に保険料を上げないこと。
2. 保険料の滞納者に対する強引な差し押さえはやめること。滞納せざるを得ない高すぎる保険料を引き下げること。
3. 収入に比べて高すぎる保険料が払えない人がないように、生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯を対象とする、広島市独自の恒常的な低所得世帯のための保険料減免制度を創設すること。
4. 生活保護基準を上回る収入であっても低所得であるために、一部負担（3割分）が負担できない世帯のために、治療が終了するまで減免制度が継続できるようにすること。
5. 国保料のコロナ減免の適用は、コロナ以前の所得と比べることで判断すること。

●被爆者

1. 黒い雨被害者を一日も早く救済できるように早期に基準改定を行うこと。

《建設関係》

1. 地区乗合タクシーの地元負担を軽減し、既存の乗り合いタクシーが安定的な事業として継続できるようにするとともに、新しい地域での導入に積極的に取り組むこと。
2. 階段室型の市営住宅にエレベーター設置を復活すること。
3. 修繕すれば公募できる市営住宅が 1000 戸以上、常に空き家になっている。市の財産を有効に活用するために修繕予算を増やせば解消できる空き家分の予算を増額すること。
4. 高齢者の民間住宅への入居は拒否される状況がある。高齢者が住めるようなセーフティーネット住宅を都心部に確保すること。
5. 本通り商店街を利用する高齢者から休憩所が必要との要望が出ている。商店街と相談し、空き店舗などにベンチ等、休憩所の設置を検討すること。
6. 出島と吉島を結ぶ南道路の整備を早期に進めること。
7. 区役所や区民文化センターなどの重要な公共施設には、どの地域からでもバスで行き来できるように地域交通の確保をすること。
8. 道路の白線・カーブミラー・ガードフェンスなどの新設・補修の予算を増やして、住民の要望にスムーズにこたえ道路の安全が図れるようにすること。
特に、横断歩道の白線が7割消えないと改善しないという方針を見直すよう県に強く要請すること。
9. 安佐北区可部東2丁目6番と8番の境にある交差点は信号がないが、地域住民の横断が多い交差点となっている。車同士の事故も発生していることから、適切な箇所へカーブミラーを設置すること。

- 1 0. 危険な空家の解消が進むよう、市が補助金を創設するなど対策を講じること。
- 1 1. 広島高速5号線は民家に影響が発生しないようあらゆる対策を行うこと。
- 1 2. 盛り土地域の開発行為は中止すること。

《災害対策》

1. 高さ 5m未満、対象家屋 5 戸未満といった行政が対策する条件に満たない急傾斜地への対策事業にも、融資ではなく補助金を出すようにすること。県の財源を理由にせず市独自でも対応できるようにすること。
2. レッドゾーン内にある民家の転居や改修の補助制度である「広島市がけ地近接等危険住宅移転時補助事業」では移転した事例がほとんどない。熊本県のような支援策(土砂災害危険住宅移転促進事業 補助額 300 万円)を広島市でも創設すること。
3. レッドゾーン内で被災し家屋が滅失した敷地は、住居を再建できない。所有者が土地の寄付を希望する場合、寄付を受け入れ、防災用地など利活用すること

《コロナ対策》

1. 新型コロナウイルスの感染拡大から社会を守る防疫の立場から「誰でも どこでも 何度でも」の立場で検査数を抜本的に拡大すること。そのための人材と検査機器を整備できる予算を確保すること。
2. 感染症指定病院をはじめ、すべての医療機関や介護施設がコロナの影響で大きな経営危機におちいつている。減収分の補てんを行うこと。
3. コロナ禍のもと、感染の不安のなか保育に従事している保育士にも慰労手当を支給すること。
4. 長期化するコロナ禍により、疲弊する事業所に対して共助でなく公助で直接支援に踏み出すこと。
5. 文化・芸術関係者への支援を引き続き継続すること。
6. コロナ禍で生活苦となっている学生に対し、支援すること。
7. 第6波・7波と感染拡大が繰り返される可能性があるが、それにより病床のひっ迫となるときは自宅療養者と出さないために、法に基づき遅滞なく臨時医療施設を設置するよう県に要請すること。